

## 静岡県高等学校文化連盟表彰規程（内規）の運用について

静岡県高等学校文化連盟表彰規程（内規）の運用について必要な事項を定める。

- 1 内規第2項第1号及び第2号の指導した者とは本務教職員（再任用教職員は除く。）、かつ部活動の正顧問とする。
- 2 平成28年3月31日までに退職した者及び再任用教職員は表彰の対象外とする。
- 3 表彰の対象となる期間は、高文連が発足した昭和63年度以降とする。
- 4 同一専門部において内規の第2項第1号及び第2号の双方に該当した場合であっても指導した者としての表彰は1回のみとする。
- 5 内規第2項第2号の通算10年以上とは、表彰年度の前年度末日をもって10年以上とする。

附 則 この運用は平成28年4月1日から施行する。